

日常生活用具の給付

- 対象者・・・在宅で生活している障がい者（児）、難病患者など。
※ 助成できる対象者や品目などは、状態や程度などによって細かく分類されています。
- 費用・・・原則1割負担ですが、所得などによる審査を行います。
- 窓口・・・町役場福祉支援課、出張所。

◆ 申請から給付までの流れ

① 申請書の提出・・・手帳の写し、難病等の罹患証明書写し、業者による見積書などを添付。

② 審査結果の通知・・・決定（却下）などの審査結果を申請者へ通知します。

▼ 給付決定の場合

③ 給付券の受領・・・申請者へ、決定通知書と日常生活用具給付券が同時に届きます。

④ 給付券の送付・・・日常生活用具給付券を、見積もりを貰った業者へ送付します。

※ 申請者ご自身で、業者に対して納品依頼をしていただきます。

⑤ 業者から納品・・・給付券を受け付けた業者より、日常生活用具が納品されます。

※ 給付券に、用具受領の署名捺印を行い、業者へ返送してください。

▼ 給付却下の場合

③ 却下通知の受領・・・却下理由が記載されていますので、内容をご確認ください。

日常生活用具給付の種目

| 対象区分 | 肢 体 | 視 覚 | 聴覚・音声・言語 | そ の 他 | 知 的 障 害 |
|------|---|---|---|--|--|
| 種 目 | <ul style="list-style-type: none">●特殊寝台●特殊マット●特殊尿器●入浴担架●体位変換器●移動用リフト●訓練いす●訓練用ベッド●入浴補助用具●T字状・棒状のつえ●移動・移乗支援用具●特殊便器 | <ul style="list-style-type: none">●視覚障害者用体温計（音声式）●視覚障害者用体重計●点字ディスプレイ●点字器●点字タイプライター●視覚障害者用 ポータブルレコーダー●視覚障害者用 活字文書読み上げ装置●視覚障害者用拡大読書器●視覚障害者用時計（触読式・音声式）●点字図書●歩行時間延長信号機用送信機 | <ul style="list-style-type: none">●聴覚障害者用通信装置●聴覚障害者用情報受信装置●人工喉頭●福祉電話（貸与）●FAX（貸与）●聴覚障害者用屋内信号装置●携帯用会話補助装置 | <ul style="list-style-type: none">●透析液加温器●酸素ポンベ運搬車●ネブライザー（吸引器）●電気式たん吸引器●火災報知器●自動消火器●情報・通院支援用具●動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）●ストマ装具●紙おむつ等●収尿器 | <ul style="list-style-type: none">●頭部保護帽●火災報知器●自動消火器 |

※ この表は大まかな分類です。より詳しい内容については、担当課までお問い合わせください。



竹富町役場 福祉支援課

〒907-8503

石垣市美崎町11番地1

TEL : 0980-(82)-6191 (内線: 173)

FAX : 0980-(82)-4333

